

## 「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、国民運動「COOL CHOICE」(環境省)\*の普及及び山形県地球温暖化対策実行計画(平成29年3月中間見直し)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、省エネルギー行動に取り組む事業者を山形県地球温暖化対策推進事業所として登録することにより、事業所部門における地球温暖化対策の取組みを推進することを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 山形県地球温暖化対策推進事業所に登録を申込みことができる事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 山形県内に事業所を有し、事業活動を行っている者
- (2) 従業員に省エネルギーの意義と方法を周知する者
- (3) PDC Aサイクルにより省エネルギー行動に取り組む者

2 前項第3号の省エネルギー行動は、次の各号に掲げる取組みとする。

- (1) エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約に係る取組み(必須)
- (2) 設備機器等の適正管理に係る取組み
- (3) エコドライブに係る取組み
- (4) 省資源に係る取組み
- (5) 水の効率的利用及び日常的な節水に係る取組み
- (6) 廃棄物の発生そのものを抑える取組み
- (7) リサイクルの促進に係る取組み
- (8) 環境に配慮した物品等の購入、使用に係る取組み
- (9) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入
- (10) その他(1)～(9)以外の独自取組み

### (登録申込み)

第3条 山形県地球温暖化対策推進事業所に登録を申し込む事業者(以下「登録事業者」という。)は、山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度登録申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)により申込みものとする。

2 登録事業者は、前条第2項第1号に掲げる取組みを必須とするほか、同項第2号から第9号に掲げる取組みを、それぞれ具体策と併せて選択し申込みものとする。

### (登録及び公表)

第4条 県は、前条第1項の申し込みを受けたときは、山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度登録証(様式第2号)(以下「登録証」という。)を交付するとともに、登録事業者名及び取組内容をホームページに掲載し公表するものとする。

2 登録証の有効期間は、登録日が属する年度及びその翌年度の2ヶ年度とする。

3 県は、第7条により表彰を受けた事業者に対し、次回登録の際に環境優良事業者として登録証を交付するものとする。

### (取組みの実施)

第5条 登録事業者は、自ら積極的に省エネルギー行動に取り組むとともに、その状況を管理するものとする。

### (取組報告)

第6条 登録事業者は、第3条第2項で選択した項目に係る取組結果等を山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度取組報告書(様式第3号)に記載し、年1回、別に定める期日までに提出するものとする。なお、「購入電力」については、必ず記載するものとする。

### (表彰)

第7条 前条の取組報告により、取組状況等が優良な事業者を選定し、年1回表彰するとともに、ホームページ等で広く公表するものとする。

2 優良な事業者の選定及び表彰については、別に定める。

### (登録事項の変更等)

第8条 登録事業者は、第3条の申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに申込書を県に提出しなければならない。

### (登録取消)

第9条 県は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録事業者から登録取消の申出があった場合
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) 取組報告書の提出が行われなかった場合

### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

※ COOL CHOICE (クールチョイス)

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する目標達成のため、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

### 附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」登録申込書

平成 年 月 日

事業者名			
代表者氏名			
所在地	〒		
担当者	所属		
	職・氏名		
	TEL		FAX
	E-mail		
HPアドレス	（※県HPからのリンクを希望する場合は記入してください）		
業種		従業員数	名
取組事業所数		全事業所数	
<b>取組計画（Plan）</b> ※業務内容に合致する取組項目に「○」を付け、その具体策を別紙により選択し、番号を記入して下さい。また該当番号以外の具体策を行う場合は、その他の欄にその内容を記入して下さい。			
必須	1. エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約に係る取組み		
	別紙取組項目における具体策：		
	その他：		
	2. 設備機器等の適正管理に係る取組み		
	別紙取組項目における具体策：		
	その他：		
	3. エコドライブに係る取組み		
	別紙取組項目における具体策：		
	その他：		
	4. 省資源に係る取組み		
	別紙取組項目における具体策：		
	その他：		
	5. 水の効率的利用及び日常的な節水に係る取組み		
	別紙取組項目における具体策：		
	その他：		

裏面に続く

<b>6. 廃棄物の発生そのものを抑える取組み</b>	
	別紙取組項目における具体策：
	その他：
<b>7. リサイクルの促進に係る取組み</b>	
	別紙取組項目における具体策：
	その他：
<b>8. 環境に配慮した物品等の購入、使用に係る取組み</b>	
	別紙取組項目における具体策：
	その他：
<b>9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入</b>	
	別紙取組項目における具体策：
	その他：
<b>10. 独自取組み ※1～9以外での独自取組について記入してください。</b>	
(自由記載)	
	平成 年度
	平成 年度

# 取組項目における具体策

<p><b>1. エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約</b></p> <p>①工程間の仕掛かり削減、ラインの並列化や部分統合等により生産工程の待機時間を短縮する。  ②前処理、前加工、予熱等を合理化することにより、生産工程の時間を短縮する。  ③事務室、工場等の照明について、昼休み、残業時等不必要な時は消灯する。  ④ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等の照明について、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。  ⑤パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にする。  ⑥夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切る。  ⑦エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。  ⑧空調の適温化（冷房28度程度、暖房20度程度）を徹底する。  ⑨空調を必要な区域や時間に限定して使用する。  ⑩使用していない部屋の空調は停止する。  ⑪ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節する。  ⑫夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑える。  ⑬その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(電), (灯), (A), (都), (N), (P)</p>
<p><b>2. 設備機器等の適正管理</b></p> <p>①電力不要時には、負荷遮断、変圧器の遮断を行う。  ②照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理する。  ③熱源機器（冷凍機、ボイラー等）の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整をする他、定期点検を行う等、適正に管理する。  ④ボイラーや燃焼機器の空気比（空気過剰係数）を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減する。  ⑤空気圧縮機については、必要十分なライン圧力に低圧化する。  ⑥冷暖房終了時間前に熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用する。（予冷や予熱時には外気の取り入れをしていない）  ⑦外気温度が概ね20～27度の中間期は、全熱交換器（換気をしながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備）のバイパス運転（普通換気モード、中間期制御運転、熱交換ローター停止）を行う。または、窓の開閉等により外気取り入れ量を調整して室温を調節する。  ⑧冬季以外は給湯を停止する。  ⑨エレベーターの夜間、休日の部分的停止等を行う。  ⑩共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理する。  ⑪空調機については、フィルターの定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理する。  ⑫その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(電), (灯), (A), (都), (N), (P)</p>
<p><b>3. エコドライブ</b></p> <p>①エコドライブ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐車中でのエンジン停止等）を励行する。  ②タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正値（メーカー指定の空気圧）を保つよう努める。  ③排気ガスや騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を行う。  ④共用自転車を導入して、近距離の用途には社用車を使用せず、自転車を利用するよう努める。  ⑤公共交通機関の利用等により、社用車の使用削減に努める。  ⑥社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組む。  ⑦その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(ガ), (軽)</p>
<p><b>4. 省資源</b></p> <p>①会議用資料や事務書類の簡素化に取り組む。  ②社内LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組む。  ③打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組む。  ④印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮する。  ⑤両面、集約等の機能を活用した印刷及びコピーを徹底する。  ⑥使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫する。  ⑦使用済み封筒を再利用する。  ⑧コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。  ⑨施工現場で加工する部材の発注方法を見直し廃棄物を抑制する。  ⑩その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(産)</p>
<p><b>5. 水の効率的利用及び日常的な節水</b></p> <p>①生産工程で使用する水を再利用するための設備を設置し、活用する。（中水利用）  ②冷凍機や冷水水発生機等で使用する冷却水について、循環使用する。  ③塗装やメッキに使用する洗浄水を多段（カスケード）使用する。  ④バルブの調整により水量及び水圧の調節を図る。  ⑤冷水水発生機、クーリングタワー等の稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行う。  ⑥雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行う。  ⑦手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。  ⑧社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行する。  ⑨トイレに水流し音発生器を取り付ける等、トイレ用水を節約する。  ⑩蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置する。  ⑪水道配管からの漏水を定期的に点検する。  ⑫その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(電), (上), (工), (地)</p>
<p><b>6. 廃棄物の発生そのものを抑える取組</b></p> <p>①品質劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底する。  ②使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。  ③リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し、使用する。  ④再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用する。  ⑤詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進める。  ⑥コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入する。  ⑦商品の購入時には、簡易包装のものを優先的に購入する。  ⑧納品の際の梱包、包装資材等の削減に取り組む。  ⑨OA機器等の故障時には、修理可能かどうかをチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努める。  ⑩その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(産)</p>
<p><b>7. リサイクルの促進</b></p> <p>①生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用する。  ②紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底する。  ③シュレッダーの使用を機密文書等に限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努める。  ④コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確認し、リサイクルを図る。  ⑤発生したごみは可能な限り、圧縮等を行い、減量する。  ⑥回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認する。（委託業者等に対して）  ⑦食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元、利用する。  ⑧廃食用油のリサイクルルートを確認し、せつけん等への再利用を行う。  ⑨その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(産)</p>
<p><b>8. 環境に配慮した物品等の購入、使用</b></p> <p>①環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行う。  ②環境ラベル認定等製品を優先的に購入する。  ③省エネルギー基準（トップランナー基準）達成製品を購入する。  ④再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。  ⑤間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。  ⑥無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用する。  ⑦修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。  ⑧節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入する。  ⑨コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレットペーパー、名刺等の紙について、再生紙または未利用繊維への転換を図る。  ⑩木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮したり、または跡地緑化等を考慮する。  ⑪その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(廃), (上)</p>
<p><b>9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入</b></p> <p>①負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用する。  ②空気圧縮機、冷凍機、ボイラー等のエネルギー供給設備については、新規購入及び更新時には省エネルギー型機を導入する。  ③換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用する。  ④部分換気システムを導入する。  ⑤従来機との比較でCOPの高いヒートポンプエアコンを採用する。  ⑥天然ガスを利用した空調システム等の省エネルギー型空調設備を導入する。  ⑦天井埋込形エアコンの吹き出しにファン等を付けて、風を擾乱させる装置を導入する。  ⑧従来の変圧器より電力損失の少ない高効率変圧器を採用する。  ⑨エネファーム等、コージェネレーションシステムを導入する。  ⑩ごみ焼却熱やボイラー等の廃熱を利用できる回収システムを導入する。  ⑪コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器については、エネルギー効率の高い機器を導入する。  ⑫蛍光灯照明器具の安定器をインバーター式に交換する。  ⑬高効率蛍光灯等の省エネルギー型照明器具に切り替える。  ⑭昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要時のみ点灯する設備を採用する。  ⑮あらかじめ設定された時刻や時間帯に、照明の箇所や照度等を自動制御するシステムを導入する。  ⑯屋根、壁、床等に断熱材を採用する。  ⑰複層ガラス、二重サッシ等を採用し、建物の断熱性能を向上させる。  ⑱熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用し、日射を遮断する。  ⑳再生可能エネルギー設備を導入する。  ㉑その他</p>	<p>取組報告書関連項目(参考例)</p> <p>(電), (灯), (A), (都), (N), (P)</p>

凡例 (電):購入電力 (灯):灯油 (A):A重油 (都):都市ガス (N):液化天然ガス (P):液化プロパンガス (ガ):ガソリン (軽):軽油 (産):産業廃棄物 (上):上水道 (工):工業用水 (地):地下水  
なお、取組項目における具体例と関連項目はあくまでも参考例です。取組報告書には実際の状況に応じた削減項目を記載して下さい。

様式第3号（第6条関係）

FAX 送信先： 023-679-3389 （添書不要）

平成 年度 山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度取組報告書

平成 年 月 日

事業者名		取組事業所数		全事業所数	
<b>取組結果確認 (Check)</b>					
登録申込申請時に選択した取組項目に関連する削減項目の数量を記入してください。なお「購入電力」は必須項目となります。					
削減項目	単位	前年度使用量 (A)	平成 年度使用量 (B)	増減量 (B) - (A)	
購入電力	kWh				
灯油	L				
A重油	L				
都市ガス	Nm <sup>3</sup>				
液化天然ガス	kg				
液化石油ガス	kg				
ガソリン	L				
軽油	L				
産業廃棄物（廃油）※	t				
産業廃棄物（廃 <sup>ラ</sup> ）※	t				
上水	m <sup>3</sup>				
工業用水	m <sup>3</sup>				
地下水	m <sup>3</sup>				

※ 自らが焼却または燃料として使用したものが対象です。

COOL CHOICE への賛同登録 ※環境省 HP で登録済みの場合はボックスにチェック!!

**取組結果報告**（独自取組みを含む）（Do） ※欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。

**今後の課題・改善策等**（Action） ※欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。

「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」

# 登 録 証

事業者名

貴社を山形県地球温暖化対策実行計画の推進に積極的に取り組む事業者として登録します。

【取組項目】

【取組期間】 平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子

様式第2号（第4条関係）

「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」

# 登 録 証

事業者名

貴社を山形県地球温暖化対策実行計画の推進に積極的に取り組む環境優良事業者として登録します。

【取組項目】

【取組期間】 平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子